

寝屋川市第2回国民健康保険運営協議会

日 時 2019年12月18日（水）

時 間 14：00～

場 所 議会棟4階 第1委員会室

○法元課長 それでは、ただいまから寝屋川市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、公私何かと御多忙中にも係わりませず、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして市長から御挨拶をいただきたいと思います。

市長よろしく願いいたします。

○広瀬市長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は、国民健康保険運営協議会を開催いただきましたところ、委員の皆様には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素より皆様方には、本市市政、とりわけ国民健康保険事業の運営に格別の御指導、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険につきましては、大阪府の運営方針に基づき、令和6年度に保険料率を統一することが決定しておりますが、この保険料率の統一に向け、本日は被保険者の負担を軽減するため、本市の激変緩和策を諮問させていただきたいと思っております。

国民健康保険に関する重要事項を御審議いただき、本協議会の委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけすることになるかと思っておりますけれども、何とぞ、一層の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○法元課長 ありがとうございました。

それでは、本日御出席の委員の御紹介、並びに事務局の紹介をさせていただきます。

まず、被保険者代表委員から御紹介させていただきます。

市政協力委員選出の郡委員でございます。

○郡委員 郡です。どうぞよろしくお願いします。

○法元課長 同じく、市政協力委員選出の中山委員でございます。

○中山委員 中山でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 民生委員児童委員選出の辻岡委員でございます。

○辻岡委員 辻岡です。よろしくお願いします。

○法元課長 公募選出の築山委員でございます。

○築山委員 築山でございます。よろしくお願いします。

○法元課長 次に、保険医または保険薬剤師代表委員でございます。

医師会選出の梶田委員でございます。

○梶田委員 梶田でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 歯科医師会選出の平山委員でございます。

○平山委員 平山でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 薬剤師会選出の寒川委員でございます。

○寒川委員 寒川でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 次に、公益代表委員でございます。市議会議員でございます。森本委員でございます。

○森本委員 森本でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 高見委員でございます。

○高見委員 高見でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 中川委員でございます。

○中川委員 中川でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 次に、被用者保険等代表委員でございます。

全国健康保険協会大阪支部の神谷委員でございます。

○神谷委員 神谷でございます。よろしくお願いします。

○法元課長 なお、本日、保険医・薬剤師代表の磯和委員、公益代表委員の太田委員、被用者保険等代表委員の森脇委員につきましては、欠席の御連絡をいただいておりますので御報告いたします。

以上で各委員の御紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶いただきました広瀬市長でございます。

○広瀬市長 どうぞよろしくお願いいたします。

○法元課長 健康部長兼室長の溝口でございます。

○溝口部長 溝口でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 保険事業室課長の園でございます。

○園課長 園でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 同じく、課長代理兼係長の行武でございます。

○行武課長代理 行武でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 係長の廣中でございます。

○廣中係長 廣中でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 健康づくり推進課長の村井でございます。

○村井課長 村井でございます。よろしくお願いいたします。

○法元課長 本日、司会を務めさせていただいております、私、保険事業室課長の法元です。よろしくお願いいたします。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

現在、委員定数14人中11人の御出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき会議は成立いたします。

それでは、ただいまから会議に入るわけでございますが、現在、会長・会長代行が不在となっておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第2項ただし書きの規定によりまして、市長に議長を務めていただき、進行をお願いいたしたいと思います。

それでは、市長よろしくお願いいたします。

○広瀬市長 それでは、着座にて失礼させていただきます。

それでは、規定によりまして、会長・会長代行が決まりますまでの間、議長を務めさせていただきます。

初めに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名委員でございますが、私からご指名させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○広瀬市長 それでは、委員の中から寒川委員と築山委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長・会長代行の選出を行いたいと思います。

なお、会長・会長代行は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、公益代表委員の中から選出するものとされております。

選出方法でございますが、公益代表委員の方々の中から御推薦をいただき、その上で皆様の御承認をいただくということに致したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○広瀬市長 御異議がないようでございますので、公益代表委員の方々に、どなたか御推薦いただけますでしょうか。

中川委員。

○中川委員 それでは、会長に森本委員、会長代行に高見委員を御推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

○広瀬市長 ただいま、会長に森本委員、会長代行に高見委員との御推薦をいただきました。ただいまの御推薦どおりに御就任いただくことに、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○広瀬市長 御異議がないようでございますので、会長に森本委員、会長代行に高見委員、と決定をさせていただきます。

○法元課長 森本会長、高見会長代行、席の移動をよろしくお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○森本会長 ただいま、皆様方の御同意をいただき、国民健康保険運営協議会の会長に就任させていただきました、森本雄一郎でございます。

同じく、本日、会長代行に高見雄介委員が選出されました。よろしくお願い申し上げます。

国民健康保険制度は、昨年度、国民健康保険広域化という創設以来の

大改革が実施され、大阪府は令和6年度の府内統一保険料率を決定しました。本市としましては、激変緩和措置として、国民健康保険財政運営安定化基金を活用し、平成30年度、令和元年度と2年連続で保険料率を据え置くなど、被保険者の負担軽減を図りました。このような状況の中で、本日、今後の激変緩和施策の方向性を議論する国民健康保険運営協議会の役割は、非常に重要なものであると認識しており、国民健康保険事業のより安定的な運営に尽力してまいりたいと思っております。

委員各位、並びに理事者の皆様方の御協力をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○法元課長 ありがとうございます。

それでは、会長、議事進行のほど、よろしくお願いいたします。

○森本会長 それでは本日の案件は、「国民健康保険の激変緩和について」でございます。つきましては、広域化に伴う激変緩和施策について、市長から諮問を受けたいと思います。

○広瀬市長 寝屋川市国民健康保険運営協議会会長森本雄一郎様。

寝屋川市国民健康保険の激変緩和について（諮問）

寝屋川市国民健康保険の健全かつ円滑な運営を図るため、広域化に伴う激変緩和施策について、貴国民健康保険運営協議会に諮問いたします。令和元年12月18日寝屋川市長広瀬慶輔。

どうぞよろしくお願いいたします。

○法元課長 ありがとうございます。これで、諮問は終わらせていただきます。

なお、広瀬市長につきましては、ほかに公務が重なっているため、ここで退席をさせていただきます。御了承をお願いいたします。

（市長退席）

○法元課長 それでは、ただいまの諮問書を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、従前、席のほうに、12月1日から、今回、国民健康保険運営協議会の委員の委嘱状を配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

なお、委員の任期としましては、この12月1日から令和4年11月30日まで3年間となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問書を配り終わりましたので、会長、よろしくお願いいたします。

○森本会長 ただいま、市長から国民健康保険の激変緩和についての諮問を受けましたので、この案件について、事務局、説明をお願いします。

○行武課長代理 それでは、国民健康保険の激変緩和について、御説明をさせていただきます。

説明の前に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、先ほど配付いたしました広瀬市長から森本会長への諮問書のがみ文、6ページの諮問書、そして、「国民健康保険料について」という3枚物のA4横の資料でございます。あと、参考資料といたしまして、国保ガイドをお配りさせていただいております。不足資料等はないでしょうか。

それでは、諮問書の内容説明に移る前に、国民健康保険料について御説明いたします。

A4横の資料の1枚目をご覧ください。

国民健康保険料につきましては、毎年4月に保険料率を告示し、6月に各世帯の保険料を計算、通知をさせていただいております。

各世帯の保険料につきましては、医療費に係る医療給付費分（いわゆる医療分）、後期高齢者制度に支払う後期高齢者支援金等分（いわゆる後期分）、そして介護保険制度に支払う介護保険料分（いわゆる介護分）の合計で計算しています。

医療分と後期分につきましては、世帯の所得に応じて計算する所得割と、被保険者一人当たりで計算する均等割、1世帯にかかる平等割で計算しています。

介護分につきましては、所得に応じた所得割と被保険者一人当たりで計算する均等割のみとなっており、40歳以上64歳以下の被保険者がいる世帯にのみ計算されます。

また、保険料につきましては、上限額といたしまして今年度の本市は

89万円であり、逆に、所得の低い世帯につきましては、法定軽減という制度で7割、5割、2割の軽減が適用され計算されます。

今年度の保険料について、計算を図で示したものが右側の図となっております。これらを踏まえまして、諮問内容に係るポイントを資料2枚目と3枚目で御説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

こちらは所得33万円以下、いわゆる所得の無い一人世帯の保険料についてです。

左側、現在の本市の保険料率の割合で計算しますと、法定軽減7割軽減の世帯であるため、1年間の保険料は2万400円となります。この本市の保険料率割合とは、一人当たりの保険料である均等割対1世帯当たりの保険料である平等割が70対30、応益割、いわゆる均等割プラス平等割と応能割、所得割の割合が1対1となっています。

この保険料率割合について、現在、大阪府の運営方針に規定されている割合は、右側になりますが、均等割対平等割が60対40、応益割対応能割が1対約0.8となっております。この割合で計算した結果が右上の2万4,300円という結果であり、割合を変更することによって、一人世帯、低所得者に対し、負担割合が増えるということになります。

逆に、所得が一定ある多人数世帯については、この府運営方針の割合においては負担軽減となるため、3枚目の資料のほうになりますが、所得200万円、4人世帯、本市でモデルケースと説明している世帯につきましては、左側の現在の本市の保険料率の割合では37万100円が、右側の府運営方針の割合にすると34万8,900円と保険料は低くなります。

以上がまことに簡単ではございますが、国民健康保険料の計算の説明でございます。

○森本会長　ただいま、保険料についての説明は終わりました。諮問書の内容の審議に入る前に、ここままで御質問等はございますでしょうか。

無いようですので、続いて諮問書の内容について、事務局、説明をお願いします。

○行武課長代理　それでは、本日の諮問内容について御説明いたします。

諮問書の 1 ページをご覧ください。

初めに、国民健康保険においては、年齢構成が高いため、医療費水準が高く、低所得者が多く加入するなど、構造的な課題を抱えており、厳しい財政運営を強いられております。

そのような状況の中、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となる、いわゆる国民健康保険広域化の制度改正がなされ、府内の統一的な基準として府運営方針を大阪府が策定いたしました。

本市においては、府が示した統一の標準保険料率に対して、被保険者の負担軽減を図り、平成30年度、令和元年度と保険料率を据え置きしましたが、今後の激変緩和措置について諮問するものでございます。

2 ページ目をご覧ください。

「1. 激変緩和措置について」本市が行う激変緩和措置について目的といたしましては、被保険者の負担軽減を図ることとしており、期間は令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

また、進捗管理として、国や府の動向により、適宜見直しを行うものとしします。

「2. 国民健康保険の府制度について」①視点といたしまして、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることとしており、②府内統一基準の設定といたしまして、現在、本市が統一していない項目である保険料関係の賦課割合、賦課限度額、保険料率、保険料の減免基準がございます。③国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費等について公費等で賄われる部分を除き、市町村ごとに納付額を決定しています。この事業費納付金を支払う反面、療養の給付等に要する費用については、全額市町村に交付金を交付してもらうこととなっております。

4 ページをご覧ください。

「3. 激変緩和への取り組み」①保険料率等について、激変緩和措置の実施に当たっては、令和2年度は保険料率等を据え置くこととし、令和3年度から段階的に引き上げることの周知を引き続き実施いたします。

(1) 応益割と応能割につきましては、令和6年度、「1対0.8」と想定し、令和2年度につきましては「1対1」、令和3年度以降については、毎年「0.05」ポイントずつ近づけ、令和6年度に統一の標準保険料率といたします。

各年度の割合につきましては、ページ中央の図のとおりとなっており、割合の統一に向け緩やかに合わせていくことで、急激な変化を緩和いたします。

(2) 均等割と平等割につきましても、令和2年度については現在の本市の割合「70対30」とし、令和3年度以降に「2.5」ポイントずつ近づけ、令和6年度に統一の標準保険料率といたします。

5 ページをご覧ください。

(3) 保険料の減免基準につきましては、令和5年度までは市独自減免を維持し、府運営方針に定める基準と併用するものといたします。

②賦課限度額の引き上げにつきましては、本年度据え置きとした4万円が府運営方針と乖離していることから、令和2年度から令和5年度まで、毎年府が示す引き上げ額に1万円を加算してまいります。

6 ページをご覧ください。

最後に、被保険者への還元について御説明いたします。

特別会計における収支均衡の原則を踏まえ、実質収支黒字額については、一定額を今後の財政運営への備えとして基金へ積み立てた上で、さらなる残余については、被保険者へ還元することといたします。府統一基準に基づく保険料率等の設定に当たって、令和6年度まで年次的に引き上げることが前提として被保険者からその理解を得るためには、当該黒字額の還元とあわせて段階的に引き上げを実施する必要があります。そこで、前年度実質収支額の範囲内において、「(仮称)健康対策助成金」として交付し、健康づくりに資する活動に活用してもらうことで、病気の早期発見や健康づくり等にかかわる行動の支援を図り、今後の医療費軽減につなげることを目的として実施します。

なお、還元内容等については、令和3年度から実施することとし、対象世帯は、前年度保険料完納世帯とし、詳細については、府の令和6年

度の統一保険料率が示された後、令和２年度に本運営協議会に報告をさせていただきます。

以上、まことに簡単な御説明ではございますが、国民健康保険激変緩和措置について、諮問内容の説明を終わらせていただきます。

○森本会長　ありがとうございます。

説明は終わりました。審議に入りたいと思います。御質問はございますか。

内容がすごく重要で、そしてまた盛りだくさんのものをいきなり目を通していただいておりますけれども。何か、どんなことでも構いませんので質問があればお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員　教えてほしいのですが、府運営方針の保険料率割合に令和６年になった際に寝屋川市国保の世帯数の中で、負担率が増える世帯と減る世帯があるとお聞きしましたが、それが何％ぐらいになるのか教えていただけますでしょうか。

○森本会長　法元課長。

○法元課長　令和６年度の保険料率が、今現在は示されていない現状ではございます。しかしながら、本市の今の保険料率で仮に先ほど少し説明でも触れさせていただきましたが、「１対１」が「１対０.８」、「７０対３０」が「６０対４０」になった場合を想定しますと、厳密にはその時々で変わってくる話になるのですが、基本的に一番影響がある部分が、単身者世帯に対しては少なからず上昇の傾向にあると、多人数世帯に対しては増加の傾向があるというところから、約６割ぐらいが金額の上下はあるにしても、本市においては少なからず増になるという形では考えております。

○森本会長　辻岡委員。

○辻岡委員　今のことに関連しまして、例えば、モデルケースで所得が２００万円の場合に、減額２１,２００円の減になるとお聞きしてるのでわかりますが、例えば、そのまま所得が３００万、４００万になると、傾向としてはどういうふうになるのか教えてもらえますか。

○森本会長 法元課長。

○法元課長 基本的にこの所得が増えるだけという形の場合はどうなるのかという御質問ですかね。4人世帯であつたら、支払う保険料の変動はあるにしても、基本的には減る傾向になるものと考えます。

○辻岡委員 現在に比べてですか。

○法元課長 はい。

○森本会長 ほかにはございませんか。

中川委員。

○中川委員 これは、大阪府下の他市でも、こういう対応の方向性って既にもう示されたりしていますか。

○森本会長 法元課長。

○法元課長 他市の対応状況でございますが、府内で把握してる中では平成30年度から8市程度、合わせている市がございます。多くの市町村が本市と同じように賦課割合であつたり、その他の部分が統一されてない中で、この料率を既に取り組んでいるところもございます。

しかしながら、詳細については府からも令和6年度には合わせなさいと、それまでの間は各市でということになっておりまして、各市の状況というものを本市も含めてなんですけど、どういうふうに取り込んでいるかという部分は、なかなか見えない部分がございます。保険料率に合わせている部分は数値的に見ればわかりますが、その他の部分はどういう形でやっているかというのは、なかなか確認ができない部分ではございます。

○森本会長 ほかに、ございませんか。

法元課長。

○法元課長 もちろん、先ほど会長からもご説明がございましたが、この重要な案件ということで資料をお配りさせていただきました。重複する部分もあるかもしれないですけど、再度、激変緩和について、もう一度説明させてもらおうと思いますので、よろしいでしょうか、会長。

○森本会長 お願いします。

○法元課長 基本的な激変緩和措置、本市において何をしようとしてる

かっていう部分が、4 ページ目からになってございます。

昨年と比較しての部分で御説明させていただきますと、まず、令和 2 年度においては、今年度と同様に保険料率等据え置くので変更はしません。令和 3 年度から引き上げていくということでございます。

その思いとしましては、令和 3 年度から明確に上げていきますという意思表示をきっちりするべきじゃないかという思いから、令和 2 年度においては据え置くという判断をさせていただいております。従いまして、令和 2 年度から、令和 3 年度から引き上げていきたいということを国保加入者の方にはお伝えしていきたい思いがここには入っております。

応益割・応能割、均等割・平等割という部分も、令和 3 年度から引き上げるということで、定率的に引き上げる幅を 4 年間で設定して、各応益割・応能割のポイントもそうですし、均等割・平等割のポイントにしましても、定率的に上げていくという数字を入れているという表になっています。

5 ページの市独自減免っていう部分ですが、府の運営方針におきまして、基本的に各市ともその部分も府と統一していくというところでございますので、令和 6 年度には記載されている基準に応じて、運営方針の定める基準になります。本市としては加入している被保険者に対して、最大限できる減免措置というのがどうしても令和 5 年度までということなので、最大限できる期間において、それを実施させていただこうという趣旨で、減免基準は令和 5 年度までという形にさせていただいております。

賦課限度額の説明もさせていただきましたが、具体的に数値で説明させていただきますと、令和元年の欄を見ていただきたいんですが、こちらのほうは賦課限度額というのは基本的に国から提示がございます。それを受けて、府の提示があり、それを各市町村で判断するという仕組みになっております。令和元年度の欄を見ていただきたいのですが、国におきましては、令和元年度、賦課限度額 96 万円でございます。その下段、府は 93 万円となっております。ここですれているのではないかとこのところなんですが、府におきましては、国で書いてます、平成 30 年度の一番

上の93万円、一年遅れで賦課限度額を設定するという形になっております。従いまして、府はその93万円が入っていると。本市におきましては、平成30年度と据え置いたため89万円、今年度においては4万円の措置を激変緩和据え置いたという形になってございます。この4万円を措置の横に令和2年度から、令和5年度まで、プラス1という形で表示しているのですが、これを各1年ずつプラス1万円とさせていただきたい。令和2年度においては、本来、令和元年度で府が93万円が96万円になりましたということなので、プラス3万円限度額を上乗せしている状況でございますので、今年度据え置いた4万円の内、1万円分を加算させていただいて、プラス4万円を上限額として上乗せし、令和2年度は93万円という形で設定していきたいという考えでございます。

基本的には年明け早々に国の方が確定するという流れになってございますので、この黒抜きにしている数値につきましては、3万円ずつ上がっていけばこうなりますという、参考数値という形で御目通しいただけたらと思っております。

保険料率につきましては、先ほど令和2年度据え置きというお話はさせていただいたのですが、賦課限度額については令和2年度から着手していきたいという思いがございます。

最後の被保険者への還元というところでございますが、ここ数年来、国民健康保険が収納率の向上であったり、各保健事業の取り組み等によりまして、黒字基調になってございます。そういった中で、広域化が始まり、それが進む中で実質収支という黒字額の分を加入者に還元することができないかという発想から、この還元策を考えさせていただきました。

この黒字要素がある中で、被保険者に返すことができれば、保険料率統一で上がって、被保険者に負担増を求める中で、何かしらの還元をしていくことを併用することが重要ではないかという視点にも立ちながら、これを実施していきたいと考えております。従いまして、その黒字の要素が、前年度の黒字に応じて還元していくべきだという部分がございますので、実質的にはどうなるのかという部分は、今の現段階では明示す

ることができませんが、その黒字要素を何かしら加入者に対して還元してきたいという思いで考えさせていただきました。健康づくりに活用していただくということをメインに押し出しまして、加入者へ健康づくりの行動支援につなげればよいと思っております。

還元内容としましては、今年度中に大阪府が令和6年度の保険料を示すということでございます。現時点では、令和6年度の保険料がこうなりますということが伝わってない中で、一定の条件としましては対象世帯は、前年度の保険料額を全納しているという部分を加味すれば、費用負担増になる中で収納率が落ちることなく維持できる要素の一助にもなるかなという部分がございますので、対象世帯を限定したいという思いがあります。

しかしながら、還元の内容については、府の令和6年度の統一がどうなるかということが示された後に、再度、事務局において年度ごとの収支状況を計算する中で、来年度の国民健康保険運営協議会に還元施策を具体的には御説明できるという部分がございますので、最終ページの6ページの内容について明確化がない部分は、御了承いただきたいと思います。

以上、激変緩和策の要点について補足説明させていただきます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

今のお話等々も踏まえて、何か御質問等ありましたらお願いします。

○森本会長 私から一つ質問ですが、令和6年度に府内統一の料率に持っていくんですけども、令和3年度から保険料を引き上げていくお考えなんですけどね、なぜ令和3年度からなんでしょうかね。令和2年度でもなく、元年度でもなく、いろんなお考え、状況があったと思いますが、令和3年度からしていくという理由を少しお答え願いますか。

法元課長。

○法元課長 なぜ令和3年度からという部分でございますが、選択肢の中でいろいろなことは従前から検討しておりました。もちろん令和元年度の時も検討していましたが、その時点におきましては、広域化が始ま

った当初、府より令和6年度の保険料がどうなるのか示されていないということが理由にございました。府から示されてない中で、どう上がるかがわからないのに上げていき、それを周知することは混乱を招くのではないかという部分がございました。その中で平成30年度、令和元年度は据え置かせていただきました。今年度に入りまして、当初はそういう考えもございましたが、確実に上がることを府が示してないにしても、これは上がっていくことが予測できるなど感じる部分が正直なところございました。そういった中で、府に対しての受動的な動きではなく、市として加入者のために基本的な考えを持つべきであると、今年度からそれに対してのどうしていくべきかと動き出したのが経緯としてございます。そういった中で、令和2年度からするか、令和3年度からするかというところの2択になってきたということもございました。その中で、上げていくとしても、今年度中に令和6年度の保険料を出しますというのは、今年度当初に府からございました。それを受けた上で、今年度中にはしっかりした目標値が示されるという情報がこちらのほうに届いてきたので、引き上げることに對しての説明責任としても、並列で考えるべきだという観点に立ちながら、令和3年度に決定したという過程がございます。

○森本会長　ほかにどんなことでも構いませんので、質問はないでしょうかね。

高見会長代行。

○高見会長代行　先ほども、ちょっと御説明いただきましたけども、単身世帯が負担増の見込みだということで、御説明をいただきましたが、このあたりについて何でそういうふうになっているかというのをお示しいただければと思います。

○森本会長　法元課長。

○法元課長　別途、最初の前段に御説明させていただきました。所得33万円以下、一人世帯の保険料率という部分の表を見ていただきたいと思います。この左側が今の本市の状況で、右側が府で示してる部分が、府の統一保険料になってございます。今現在、所得が低い方っていうこ

とで、どこの部分が増えるか基本的に50対50になっている部分が、右側に移りますと57対43という部分で基本的には増える要素になってきます。

実際には、この所得割という部分はこの過程の場合でいけば、この金額実際には50のところも43のところも0円になっておりますので、所得割に関してはかかっていないという状況になってきますので、50対50の場合であれば、この7の分のグレーの部分が割合的に増えてしまう形になりますので、その分が増加になっていくというイメージでございます。

○森本会長 行武課長代理。

○行武課長代理 本市の割合と、府運営方針の割合が大きく変わるというところでは、具体的には均等割対平等割が70対30というところですが、府運営方針ですと60対40というところになります。こちら、均等割というのが一人当たりに係る保険料。そして、平等割が一世帯当たりにかかる保険料というところで、本市の割合と府運営方針の割合を見ますと、平等割の部分で30から40、10上がっています。割合が上がっているというところで、一世帯当たりに対しての負担がどんどん大きくなっていきます。ですので、多人数世帯一人当たりに対しての割合、均等割の部分は減っているというところですので、多人数世帯に対しては負担が少なくなっていくといったところです。こちらの2万400円、本市の割合、府運営方針の割合が2万4,300円という割合の計算なのですが、本市の今現在の保険料率、医療分と言いますと、所得割が8.24%、均等割が2万5,080円、そして平等割が1万7,340円というところなんですけども、こちらのほうが今現在の左側の70対30、応益割・応能割が1対1という割合での計算になりますので、それを60対40、1対約0.8という形で計算し、結果が医療分、後期分、介護分の均等割・平等割の金額が少し増えてしまうという計算をされているといったところです。

○森本会長 ほかには、ございませんでしょうか。

法元課長。

○法元課長 内容につきましては、市長も申しておりましたが、かなり重要事項であるというのはこちらとしても十分に認識しております。従いまして、本内容についてゆっくりと御確認いただいた上で、改めて御

審議願えないかと事務局としては考えております。

また、それまでに疑問点とか、こういう資料はないのかということを経済事務局に問い合わせていただきましたら、次回に配付するなど、会長と調整していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○森本会長　そうですね、私もそのような考えがいいかなと思います。

そこで整理をしたいのですが、諮問の内容を審議していますが保険料のことについても質問が出たので、次回も保険料についての質問を受けるか、それも含むか、その辺どうしましょうか。

法元課長。

○法元課長　諮問内容については、簡単な資料しか御準備できてなかったのですが、その部分が綿密に係わってくるお話でございますので、その辺も含めて御説明が必要であれば、もちろんさせていただきますし、その辺の資料につきましても、諮問内容にこだわるわけではなく、関連資料としては十二分に位置づけられることだと思っておりますので、申し伝えていただければ、対応させていただきたいと思っております。

○森本会長　はい、わかりました。

ただいま事務局から、このような提案がありましたがいかがでしょうか。今回の案件につきましては、本当に重要で濃いものなので、丁寧に行っていくためにも日を改めて引き続き審議を行いたいと思っておりますが、そうした進め方にさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○森本会長　御了承いただいたということで、次回の日程についてなんですけども、1月17日の金曜日で、時間は同じ14時で調整をしていますが、委員の皆様には改めて御連絡をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

辻岡委員。

○辻岡委員　どちらも一緒なんですけども、応益割の中の均等割と平等割、新しい方の府の部分は34%と23%になっていますが、これはもう決められた割合ですか。

○森本会長　行武課長代理。

○行武課長代理 均等割と平等割、今、均等割が30プラス4と、そして平等割が20プラス3という割合ですが、こちらの割合につきましては、応益割対応能割、1対0.797～0.828と書かせていただいています。この0.797、0.828という部分が毎年府が府統一の保険料率を算定する際に提示してきます。ですので、ここの部分が少し変わることによって、たとえばプラス4の部分であったり、プラス3の部分であったりというのが、プラス5になったり、逆に2になったりというふうな形で変動する要素はございます。ただ、上の60対40という部分につきましては、今現在、府はこの60対40で固定しようということになっておりますので、下の図で言う30対20という部分は今の所変更はないと考えております。

○森本会長 それでは、本日の会議は、これで終わらせていただきたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、溝口部長から挨拶を受けることにいたします。

溝口部長。

○溝口部長 皆さん、本日は皆様におかれましては、お忙しい中貴重な御意見をいただき、まことにありがとうございました。

本市では、府内の標準保険料率が年々引き上げる中におきまして、被保険者の負担軽減を図るために激変緩和措置といたしまして、国民健康保険、財政運営、安定化基金を活用し、これまで保険料率を据え置いてまいりました。

また、令和2年度の標準保険料率の仮算定結果も公表される中で、来年度の本市の保険料をどのように設定するのか、今後の激変緩和施策も含めて、その方向性を本日諮問させていただいたところでございます。本日の御審議の中での御意見を踏まえまして、事務局のほうで論点を整理させていただき、次回の答申に向けた御審議をお願いしたいと存じますので、委員の皆様におかれましては引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶にかえさせていただきたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

○森本会長　ありがとうございました。それでは、これもちまして、
第２回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。